アメリカにおける性的図画の流布を処罰する州法 一リベンジポルノ等の犯罪化に関する各州立法動向—

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

- I リベンジポルノの問題点
 - 1 リベンジポルノとは
 - 2 現行の法制度とリベンジポルノ
 - 3 リベンジポルノに関連する問題
- Ⅱ リベンジポルノを犯罪とする州法改正
 - 1 法律
 - 2 各州の法案

おわりに

表 各州におけるリベンジポルノ犯罪化法及び法案一覧 翻訳:カリフォルニア州法典 刑法 第15編諸罪 第2章 その他の罪(抄)

アイダホ州法典 刑法 第18編犯罪及び刑罰 第66章性犯罪(抄)

ニュージャージー州法典 第 2A 編民事及び刑事 訴訟 第 58D 章プライバシー侵害(抄)

同第 2C 編ニュージャージー刑法典 第 14 章性 犯罪(抄)

はじめに

かつて交際があった等の事情で入手したある 者の性的な図画を、被写体となった者に無断で、 特にインターネット上に流布する行為が、近年、 問題視されている。一般的にこのような行為は 「リベンジポルノ(復讐ポルノ」)と呼ばれている。リベンジポルノにより、被写体となった者が精神的にも、社会的にも追い詰められ、自殺を図る等の事態が生じているにもかかわらず、アメリカには、リベンジポルノ自体を処罰する規定は、連邦法上も州法上も存在していなかった(1)。しかし、2003年、ニュージャージー州でリベンジポルノ等を違法とする州刑法改正が行われ、2013年には、カリフォルニア州でもリベンジポルノを犯罪とする州刑法典の改正が行われた。

2013 年末から 2014 年初にかけて、イリノイ州、フロリダ州、ペンシルバニア州、ウィスコンシン州、メリーランド州、ハワイ州、ニューヨーク州、ロードアイランド州等で、リベンジポルノ罪を新設する法案が、州議会に提出されている。また、カリフォルニア州では、法制定の直後から指摘されていた様々な不備に対応するため、2014 年 2 月、リベンジポルノ罪の規定に関する改正法案が、州議会に提出されている(2)。

これらの各州の制定法及び法案には、共通する要素があり、本稿ではそれらを概説するとともに、末尾にカリフォルニア州、アイダホ州⁽³⁾及びニュージャージー州のリベンジポルノ罪に関する条文の邦訳を付す。

⁽¹⁾ アメリカでは各州における犯罪に関しては、州法で処罰し、州際犯罪や連邦法の管轄と定められた犯罪については、連邦法の適用対象となる。

^{(2) 2014}年3月以降も、さらに多くの州でリベンジポルノを犯罪とする法案が提出された。詳細については、注印を参照。

⁽³⁾ アイダホ州では、リベンジポルノを犯罪とする州刑法改正案が、2014 年 3 月 19 日に成立した (2014 Session Law Ch.173)。

I リベンジポルノの問題点

1 リベンジポルノとは

リベンジポルノとは、前述のように、一般的 には、かつての交際相手の性的な図画を、交際 関係が終了した後にインターネット上に開示、 投稿して広く公衆に提示し、流布させることを 指す言葉である。インターネット上には、元交 際相手の性的な動画や写真を投稿するためのサ イト(リベンジポルノ投稿サイト)が存在して おり、そのような場ではしばしば、被写体個人 が、特定可能な状態にされている。図画の掲載 先は、リベンジポルノ投稿サイトのほか、ソー シャルネットワークサービスの場合もある。ま た、図画をネット上に掲載する行為は、必ずし も親密な関係にあった当事者が行うとも限らず、 盗撮により作成された図画や盗難等の何らかの 事情により流出した図画のデータを用いて第三 者によりなされる場合もある。

このように、リベンジポルノという言葉がどのような行為を指すかについては、様々な見方が存在しうるが、本稿では、便宜上、被写体となった者が存在を認識していない性的な図画を開示する又はその同意なく性的な図画を開示することを広く「リベンジポルノ」と呼ぶことと

する⁽⁴⁾。

2 現行の法制度とリベンジポルノ

リベンジポルノにより被写体となった者の受ける損害は、前述のとおり重大であるにもかかわらず、それ自体を取り締まる法制度は、連邦法及び大部分の州法においては、明確ではない。

リベンジポルノに用いられる図画の作成にあたっては、当事者間の合意若しくは被写体となった者の同意がある場合又は被写体となった者が自分で自分を撮影した場合(いわゆる「自撮り」)が多い。これらの場合、既存の盗撮罪等としての処罰は難しいと考えられている⁽⁵⁾。開示についての被写体となった者の同意がないことだけを理由として、性的な図画の開示をこれらの罪で罰することができないためである。

また、リベンジポルノの被写体となった者が、受けた被害につき民事訴訟を起こす場合にも、法律上の支障が多い。リベンジポルノ投稿サイト運営者が、掲載された本人からの削除の依頼に対して、高額の手数料(例えば、500ドル程度)を要求する事態も発生しているが⁶⁶、1996年連邦通信品位法第230条⁽⁷⁾の規定により、ユーザー作成コンテンツを掲載するウェブサイトの運営者は、その内容に関して免責されているため、被害

⁽⁴⁾ 各州の制定法及び法案においては、法律及び法案の趣旨において「リベンジポルノ」を犯罪化すると述べつつも、条文上で「リベンジポルノ」という用語を定義したり、用いたりはしていない。また、処罰の対象となる行為の範囲も、各州でそれぞれ異なる部分がある。そのため本稿では、社会的に問題となっている行為一般を広く指して「リベンジポルノ」という語を用いることとした。

⁽⁵⁾ 盗撮や覗きの内容を記録した図画や録音の頒布については、多くの州で処罰の対象とされており、連邦法でも同様である(2004 年ビデオ盗撮防止法(18 U.S.C. 1801))。同法に関しては、間柴泰治 盗撮行為を規制する刑事法をめぐる論点」『レファレンス』 730 号, 2011.11, pp.133-142. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/073007.pdf 〉を参照。また、リベンジポルノが、既存の法律で罪とされているものと、どのように異なっているかについては、カリフォルニア州の例として、Bill Analysis (SB 255 (2013-14)), Senate Committee on Public Safety, pp.1-7. 〈http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/sen/sb_0251-0300/sb_255_cfa_20130603_092901_sen_comm.html〉を参照。以下、インターネット情報は2014 年 2 月 25 日現在である。

⁽⁶⁾ Anne Flaherty, "Revenge porn, victims pursue new laws, but ACLU urges caution," *Boston Globe*, Nov. 16, 2013. (http://www.bostonglobe.com/news/nation/2013/11/16/revenge-porn-victims-press-for-new-laws/cXQNeLzOcy7oSDTUh3W5fK/story.html)

^{(7) 47} U.S.C. 230

者の運営者に対する訴訟提起にも困難が伴う(8)。

3 リベンジポルノに関連する問題

(1) サイバーいじめ

被写体となった者の同意なく、無断で性的な 図画を開示する行為は、いわゆるサイバーいじ めの一種として児童・生徒の間で行われる場合 もある。サイバーいじめに用いられる図画は、 自撮りを含め、作成については被写体となった 者の同意がある場合もそうでない場合もあるが、 いずれにせよ非常に悪質な行為であり、被害者 が自殺を図る事態も発生しており、いじめ加害 者に対し、何らかの刑罰を科す必要についての 議論も高まりつつある⁽⁹⁾。

(2) 児童ポルノ

上に述べたとおり、被写体となった者の同意なく、性的な図画を開示し、又は頒布することにつき、直接的に犯罪とする法律が存在しない多くの州では、そのような行為を罰することが困難である。しかし、被写体となった者が未成年者の場合には、その同意の有無にかかわらず、その所持や頒布は、連邦法上又は各州法上の児童ポルノ罪となる可能性がある。そのため、近

年では、被写体となった者が未成年者であることを理由に、児童・生徒によるサイバーいじめ事件等において、いじめ加害者を児童ポルノ罪とすることにより、刑罰を科す動きが見られる。例えば、カリフォルニア州では、2012年に15歳の少女が、わいせつな写真を開示され、流布されるといういじめを受け自殺するという事件が発生した際、被写体となった者が未成年者であることを理由に、いじめ加害者は、児童ポルノの流布に関する罪に問われることとなった(10)。

(3) セクスティング

一般的に、セクスティング (sexting) とは、性的な文章又は裸体、恥部、女性の場合は胸部等を撮影した画像等の図画を、電子的に送付する行為を指す。交際相手又はインターネット上で知り合った者に対し、「自撮り」をした図画を、電子メール等で送付する場合が多い。特に、被写体となった者が未成年者の場合、セクスティングを行うことにより、児童ポルノや強制わいせつ等の性犯罪、サイバーいじめに巻き込まれるおそれが高いことから問題視されてきた。未成年者によるセクスティングについては、17州で犯罪となっている(11)。また、リベンジポル

- (8) これについては、著作権法の規定がリベンジポルノ被害者にとって有益な解決策を提示する可能性があることを指摘する議論もある。リベンジポルノとして開示されている図画の8割は、「自撮り」であり(注位を参照。)、この場合に関しては、インターネット上に無断でアップロードされている自身の図画については、デジタルミレニアム著作権法(17 U.S.C. 512, 1201-1205)の規定に基づき、インターネットプロバイダ等に対する当該図画の削除要求が可能であること、また、連邦通信品位法第230条によるウェブサイト運営者に対する免責は、著作権侵害の場合には適用されないということが、その議論の趣旨である。"Amanda Levendowski, '14 argues that copyright law could be the most effective weapon against revenge porn'," NYU School of Law ウェブサイト 〈http://www.law.nyu.edu/news/Amanda-Levendowski-Atlantic-article/〉
- (9) 井樋三枝子「【アメリカ】性的図画のネット流出を犯罪とする州法改正」『外国の立法』257-2 号, 2013.11, p.5. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8347711_po_02570202.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉
- (10) 児童ポルノ罪の立法目的は、立場の強い成人や組織による搾取からの未成年者の保護であり、学校等における未成年者による行為に対する同罪の適用が適切か否かは、加害者が以後、性犯罪者として長く監視対象となる可能性もあることから、反論の声もある。op.cit. (5); Stacy Teicher Khadaroo, "Child porn arrests made in Rehtaeh Parsons cyber bulling case," *Christian Science Monitor*, Aug. 9, 2013. 〈http://www.csmonitor.com/USA/Justice/2013/0809/Child-pornarrests-made-in-Rehtaeh-Parsons-cyberbullying-case〉
- (11) 第 II 章で後述するリベンジポルノ犯罪化の法改正を進めている州の中では、フロリダ州、ハワイ州、イリノイ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州は、セクスティングを犯罪としている。各州議会ウェブサイト及び Sameer Hinduja, Justin W. Patchin, "State Sexting Laws," Dec.2013, Cyberbullying Research Center ウェブサイト (http://www.cyberbullying.us/state_sexting_laws.pdf) を参照。

18

ノに利用される図画の約8割が、自撮りによる ものであるという調査結果もある⁽¹²⁾。

Ⅱ リベンジポルノを犯罪とする州法改正

2014年2月25日現在⁽³⁾、リベンジポルノを 犯罪とする制定法を有しているのはカリフォルニア州⁽¹⁴⁾及びニュージャージー州⁽¹⁵⁾の2州であり、9州でリベンジポルノの犯罪化に関する法案が提出されていることを確認した。なお、アイダホ州では、2014年3月19日に、リベンジポルノを犯罪とする刑法改正案が成立している。以下、「(表)各州におけるリベンジポルノ犯罪化法及び法案一覧」で掲げる項目につき、カリフォルニア州、アイダホ州及びニュージャージー州の法律並びに各州の法案について概説する。

1 法律

(1) 刑法上の位置づけ

カリフォルニア州及びニュージャージー州の 規定では、リベンジポルノをプライバシー侵害 罪とする。アイダホ州の規定では、性犯罪の中 の盗撮罪として位置づけている。

(2) 処罰されるリベンジポルノの図画の内容・ 性質及び処罰される行為

カリフォルニア州、アイダホ州、ニュージャージー州では、それぞれ処罰される図画の内容の規定に若干の差異がある。カリフォルニア州とアイダホ州は、生殖器、陰部、臀部、女性の胸部を内容とする図画とし、ニュージャージー州では、それらに加え、性交又はそれに類する行為を内容とする図画を明示的に含んでいる。また、カリフォルニア州、アイダホ州及びニュージャージー州とも、図画の媒体を特に限定していない。

処罰される行為(開示、流布、頒布等、様々な用語が用いられている。)が、どのようなものかについては、カリフォルニア州、アイダホ州及びニュージャージー州とも、他人又は第三者が、図画を入手可能となるようにすることと 定める。

⁽¹²⁾ Proposed CA Bill Would Fail to Protect Up to 80% of Revenge Porn Victims, Sep. 10, 2013, Cyber Civil Rights Initiative (CCRI) ウェブサイト 〈http://www.cybercivilrights.org/press_releases〉

⁽¹³⁾ Ben Giles, "Bills differ in how they enforce the law, punish those who break it," LegalNews.com ウェブサイト 〈http://www.legalnews.com/detroit/1384213〉、全米州議会議員連盟 (NCSL) ウェブサイト及び各州議会ウェブサイトを参照し、2014年2月25日現在で筆者が確認できたものである。なお、リベンジポルノの犯罪化に関する各州法案の提出状況についてまとめた記事として、同年3月25日付けで、State 'Revenge Porn' Legislation. 〈http://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/state-revenge-porn-legislation.aspx〉が、NCSLウェブサイト上に掲載されたが、これによると、同年3月以降、新たに13州でリベンジポルノの犯罪化に関する法案が提出されている。本稿では、3月19日に成立したアイダホ州の法律のみ補足して記載し、その他については、2月25日現在での記述とする。

⁽¹⁴⁾ ただし、カリフォルニア州の規定については、被写体となった者に無断で開示された図画が、被写体本人による撮影である場合には処罰の対象とならないことなどを、法の不備として指摘する意見も多く、それらの批判を取り入れ、あわせてリベンジポルノの取締りを強化するために必要な捜査及び訴訟手続の様々な整備を含めた改正法案が、2014年2月20日に提出されている。 "Sen. Cannella Introduces New Legislation to Combat Revenge Porn." アンソニー・カネッラ(Anthony Cannella)カリフォルニア州上院議員ウェブサイト〈http://district12.cssrc.us/content/sen-cannella-introduces-new-legislation-combat-revenge-porn〉

⁽¹⁵⁾ ニュージャージー州は、リベンジポルノを犯罪化した後、2012 年8月に、州法典に新条(第2A:58D-2条)を設け、法執行機関や消防、救急等の緊急事態の第1対応者については、交通事故等で怪我等を負った被救護者の写真等を撮影してはならず、その図画を頒布してはならないことを規定し、図画の種類を問わず、被写体となった者の同意のない図画の開示を制限している(2012 年法律第28号(Ch.28(2012))。また、リベンジポルノの被害者が死亡又は極端な精神的若しくは肉体的な苦痛を受ける結果となった場合で、通常人であれば、加害者の行為がそれらを引き起こしたと考えうるときは、刑罰を重くする法改正を内容とする法案(SB793(2014-15))が、2014年1月14日に提出されている。

図画を開示する行為を、加害者がどのような 意図で行うかについては、カリフォルニア州で は「(被害者の)深刻な精神的苦痛を引き起こ すことを目的として」という限定的な文言を置 いている⁽¹⁶⁾。

(3) 被写体の同意の有無、図画の作成者

図画の「開示」に関し、被写体となった者の 同意がないことが、リベンジポルノを処罰する にあたって最も重要な条件である。

この点について、カリフォルニア州の規定では、「内密にすることを当事者が同意している場合」とされているが、この文言では「被写体となった者」が開示を「望まない」にもかかわらず、行為者がそうではない場合には、リベンジポルノとして処罰することが困難になる可能性がある点が問題視されている⁽¹⁷⁾。

カリフォルニア州のリベンジポルノを犯罪化する法律では、図画の「作成者」が頒布を行う場合のみ、処罰の対象となると定められている。そのため、被写体となった者が自分で作成した図画を同意なく頒布された場合が含まれず、法制定時から、この点が問題視されていた⁽¹⁸⁾。アイダホ州及びニュージャージー州の規定では、作成者が誰であるかは問われていない。

(4) 刑罰

カリフォルニア州が最も軽く、6か月以下の 拘禁刑若しくは千ドル以下の罰金又はこれらの 併科である。次に、ニュージャージー州で、3 年以上5年以下の拘禁刑若しくは1万5千ドル以下の罰金又はこれらの併科、アイダホ州が最も重く、最低でも5年の拘禁刑若しくは最高で5万ドルの罰金又はこれらの併科となる。

(5) 罪とならない場合、その他

ニュージャージー州は、法執行機関の公務遂行に際してなされる図画のやりとり等については罪としない規定を置いている。しかし、カリフォルニア州の法律には、このような規定がなく、この点も問題視されている⁽¹⁹⁾。アイダホ州の法律においても、ニュージャージー州のような規定は見当たらないが、連邦通信品位法第230条に規定されるウェブサイト運営者等に対しては、当該図画の作成につき、幇助又は教唆を行った場合以外は、この規定を適用しないことについては明記されている。

2 各州の法案

(1) 刑法上の位置づけ

リベンジポルノを、覗きや盗撮等のような治 安紊乱行為やプライバシー侵害の罪とする州が 比較的多い(ハワイ州、ニューヨーク州、ウィ スコンシン州)。

また、嫌がらせ罪としての規定を試みる州もあり(フロリダ州、メリーランド州、ペンシルバニア州)、その場合は、被写体となった者やそれ以外の者に対し、深刻な感情的苦痛を引き起こすことを意図した頒布という動機を、加害者が有している必要がある。

⁽¹⁶⁾ リベンジポルノの被害の重大性を訴え、その犯罪化の推進を呼びかけている団体「サイバー人権イニシアティブ (Cyber Civil Rights Initiative (CCRI)) は、リベンジポルノ犯罪化推進キャンペーン「End Revenge Porn」を行っており、各州議会及び連邦議会への働きかけを行っている。CCRI は、リベンジポルノを犯罪化する連邦及び各州の法改正のモデル案を提示しているが、その中において、リベンジポルノ加害者を罪に問う場合に、既存のストーカー罪や嫌がらせ罪を用いるとすれば、加害者が被害者を抑圧し、傷つける意図を有していることや、リベンジポルノが幾度も繰り返される嫌がらせの一部を構成していることが要件とされるため、被害者の証明責任が重くなること及びリベンジポルノ運営者を罪に問うことが困難となることを主張している。End Revenge Porn ウェブサイト〈http://www.endrevengeporn.org/〉

⁽¹⁷⁾ op.cit. (15)

⁽¹⁸⁾ *ibid*.

⁽¹⁹⁾ *ibid*.

なお、イリノイ州及びロードアイランド州の 法案では、ポルノ罪として位置付けられている。

(2) 処罰されるリベンジポルノの図画の内容・ 性質及び処罰される行為

ほとんどの州の法案では、被写体となった者が裸体であるか、恥部、陰部、生殖器、臀部、胸部が、ある程度露わになっている状態又は性交や性的行為を行っている図画を処罰対象としている(イリノイ州は、恥部などへの身体的接触を描写している図画の場合、着衣の有無を問わない。)。

法案で、媒体が限定されない規定となっている。 被写体となった者が誰であるかの特定が可能 であるか否かという点については、例えば、フ ロリダ州の法案では、明示的に、見た目で個人

また、図画の種類については、すべての州の

が特定できる場合と個人情報が図画に添付され ている場合を処罰することを明記している。

処罰される行為が、どのようなものかについては、他人又は第三者が入手可能となるようにすることであると、広く定める州がほとんどである。ただし、メリーランド州及びイリノイ州の法案では、インターネット上での行為に限定されている。

(3) 被写体の同意の有無、図画の作成者

いずれの州の法案においても、開示に関し被 写体となった者の同意がないことが重要な条件 とされているが、当該図画を「被写体となった 者の同意がないことを(行為者が)合理的に知 りえていた(フロリダ州)」、「内密にすること が合理的に期待されている(メリーランド州)」 等、各州で文言に差異がある。

図画の作成者を限定する規定は、いずれの州 の法案にも存在しない。ただし、被写体となっ た者の同意のない図画の作成とその頒布につき、 既に明確に犯罪とする規定を有するハワイ州の 法案においては、リベンジポルノ罪は、被写体 となった者が「作成に同意した図画」である場 合の罪であると規定している。

(4) 刑罰

刑罰については、州により半年以下の拘禁刑から5年以下の拘禁刑までの幅があり、罰金の額も、千ドルから3万ドルまでの差がある。また、行為者が成人であり被写体となった者が未成年である場合は、特に刑を重くする州もある。

(5) 罪とならない場合、その他

合衆国憲法修正第1条に規定される表現の自由を侵害するおそれを回避するため、ニューヨーク州及びロードアイランド州の法案は、それぞれ「表現の自由で守られた範囲」及び「憲法上保護される活動」については、法律違反としない旨の規定を置いている。また、被写体となった者が公的な場や商業的な場で、図画の撮影を自発的に行っていた場合についても、同様に犯罪としない規定を設ける州もある(カリフォルニア州(修正法案)、フロリダ州、メリーランド州、ニューヨーク州)。

法執行機関の公務遂行に際しての図画のやりとりや犯罪通報の必要上行われるやりとりについても、法律違反としない規定を置く州が多い。一方、ハワイ州、イリノイ州、ペンシルバニア州は、カリフォルニア州の現行法と同じく、このような規定をまったく設けていない法案を審議中である。

おわりに

2014年3月25日現在、全米のほぼ半分の州で、リベンジポルノの犯罪化に関する何らかの法案が提出されており²⁰⁾、リベンジポルノをめ

(20) 2014年3月以降の各州の動きに関しては、前掲注(13)を参照。

ぐる各州の動きは、非常に活発化していると言 その犯罪化の推進を呼びかけている団体「サイ バー人権イニシアティブ」 (21)は、連邦法におけ

るリベンジポルノ罪の新設も主張しており、今 える。リベンジポルノの被害の重大性を訴え、後、各州の動きに加え、連邦の動向も注目され

⁽²¹⁾ About Us, Cyber Civil Rights Initiative (CCRI) ウェブサイト 〈http://www.cybercivilrights.org/about〉

表 各州におけるリベンジポルノ犯罪化法及び法案一覧(州名のアルファベット順)

その他をい場合	被写体となった者の同意 のない図画の作成は、既 に同条で犯罪と規定。	品位法第 被写体となった者の同意 規定される のない図画の作成は、既 が予選言者 に同条で盗撮罪と規定。 該図画の 3、精助又 行っていな それらの	場、刑務 被写体となった者の同意 第の遂行 のない図画の作成は、現 場合。 に同条で犯罪と規定。 リベンジポルノの被害者 が死亡又は極端な精確的 若しくは肉体的な苦痛受 ける結果となった場合で 通常人であれば、加害者 の行為が、それらを引き 起こしたと考えうるとき は、刑罰を重くする改正 案が、2014年1月14日に 提出された (SB793 (2014-
罪とならない場合	幸になし。2227	連邦通 230 条にま ウェブサー 等が、当 作成につ は教唆を い場合、 に場合、	に 法執行機関、 刑務 1 官等の公務の遂行 1 にかかわる場合。
展	6か月以下の拘禁刑 者しくは千ドル以下 の罰金又はこれらの 併科(軽罪)。 ただし、2回以上の 違反又は図画作成 当時、被写体となっ た者が未成年者だっ た者が未成年者だっ た場合は、1年以下 の拘禁刑若しくは2 千ドル以下の罰金又 はこれらの併科。	重罪 (一般的に5年 以上の拘禁刑若しく は5万ドル以下の罰 金又はこれらの併 科。)	3年以上5年以下 の拘禁刑若しくは1 万5千ドル以下の罰 金又はこれらの併科 (第3級)。
被写体の同意の有無、 図画の作成者	図画の作成への同意の 右無については規定な し。 当事者間で内密にするこ とを同意している場合。 図画の作成者が頒布行 為を行う者であり、被写 体となった者とは別人で ある場合に限定される。	当事者の双方又は一方 が、図画を内密とするこ とに同意していたことを 知っているか、当然知り うる場合であって、流布、 公表等に被写体となっ た者の同意がない場合。 故意、認識ある過失によ な無視、共謀の場合も 処罰される。 作成者を限定する規定な し。	図画の作成への同意の 有無については規定な し。 開示に被写体となった者 開示に被写体となった者 の同意がない場合。 作成者を限定する規定な し。
処罰されるリベンジポルノの図画の内 容・性質及び処罰される行為	完全に衣服で覆われている場合以外の特定個人の恥部(生殖器全体若しくは一部又は女性の乳輪から下の胸部)の図画(撮影その他いかなる方法を用いるものも含む)を、深刻な精神的苦痛を引き起こすことを目的として頒布すること。	取部(臀部、生殖器、陰部又は女性の場合は胸部)の図画を流布、公表又は販売すること。	取部を露出し、又は性交若しくは性的 接触を行っている様子を撮影した図画 (写真、フィルム、ビデオ等のあらゆる 媒体)を開示(販売、製造、贈与、提 供、送信等を含む)すること。
刑法上の位置づけ	・州刑法典第15編第2章第647条(i)の新設及び(i)の改正(2013年法律第466号、2013年10月1日成立)・治安紊乱行為としてのプライバシー侵害罪	・州法典第18編第 6609 条の 改正 (2014年法律第173号、 3月19日成立) ・性犯罪としての盗撮罪	・州法典第 2C 編第 14 章 第 9 条 (2003 年 法 律 第 206 号、 2004 年 1 月 8 日成立) ・性犯罪としてのプライバシー 侵害罪
圣	カリフォルニ ア (法律)	アイダホ (法律)	フェーン・ ジー ジャー (法律)

その他	法案には、児童ポルノ罪 における図画及び関係す る電子機器の没収手続並 びにその管轄権並びに個 人情報関係犯罪の管轄権 に関する規定をリベンジポ ルノ罪においても適用する 改正を含む。	旧案 $(SB946(2013), 2013$ 年 4 月 12 日 提 出) が、 表現の自由の侵害のおそれを理由に廃案となった ことから、新たに罪となった、新たに罪となった。 かた。この法案は、リベンジポルノ罪の犯人に対する被害者への接触禁止。 する被害者への接触禁止 命令の発令を、裁判所に 義務付ける改正も合む。	被写体となった者の同意なく作成された図画の開示については、既に同条での条での条のでは、既に同条で犯罪と規定。	法案では、消費者詐欺及 び欺瞞的業務行為法を改 正し、リペンジポルノ図画 への個人情報の付与をそ そのかす行為及び被写体 となった者が要求する図 画の削除につき料金を徴 収する行為を不法行為と する改正を含む。
罪とならない場合	犯罪の報告、法執行機関等の公務の 行機関等の公務の 遂行又は訴訟手続 にかかわる場合。 公の場又は商業的 な場で、任意に撮 影された図画である 場合。	適法な犯罪捜査活動を目的とする場合。 とする場合。 公の場及は商業的な場において任意に 撮影された図画である場合。 る場合。	特になし。	特になし。
	子直	5年未満の拘禁刑 第 3 級重罪) ただし、行為者が ただし、行為者が 行為時に18 歳以上 であり、図画作成時 に被写体となった者 が16 歳未満の場合 は、15 年未満の均禁 刑 (第2 級重罪)。	第2級プライバシー 侵害として1年以下 の拘禁刑 (軽罪)。	3年以下の拘禁刑若 しくは2万5千ドル 以下の罰金又はこれ らの併科 (第4級重 罪)。
被写体の同意の有無、 図画の作成者	図画の作成への同意の 有無については規定な し。 頒布に被写体となった者 の同意がない場合。 作成者を限定する規定な し。	図画の作成への同意の 有無については規定な し。 開示に被写体となった者 開示がない場合又は同 意がないことを知ってい た若しくは合理的に知り えていた場合。 作成者を限定する規定な し。	図画の作成に、被写体と なった者の同意が有るも ののみを対象。 図画を内密にすることを 被写体となった者が望ん でいる場合。 作成者を限定する規定な し。	投稿につき、被写体と なった者が知覚せず、ま た、同意がない場合。 作成者を限定する規定な し。
処罰されるリベンジポルノの図画の内容・性質及び処罰される行為	完全に衣服に覆われている場合以外の 特定個人の恥部(生殖器、成人女性の 胸部の下半分又は乳輪)又は性的行為 (性交、生殖器による性交、肛門性交、 口腔性交又は他人の恥部に身体的接触 をする行為)を描写した図画を意図的 に頒布すること。	特定個人が被写体である性的に露骨な 国画 (写真、映画、ビデオ等あらゆる 種類のものを含む)を、嫌がらせを目 的として開示 (公表、投稿、頒布、提示、 掲示及び移転を含む)すること。 嫌がうせとは、特定個人に対し、深刻 な精神的苦痛を引き起こすことを目的と する行為で、合法的目的がないもの。 特定個人とは、その身体の一部から視 覚的認識で特定可能である者又は州法 典第397条に定義されるID情報が図 画に添付されている者。	他人が被写体である、身体のいかなる 部分であっても、全部又は一部が露出 部分であっても、全部又は一部が露出 している状態のあらゆる種類の写真又 に記録で、被写体となった者及び他人 の極度の精神的苦痛を引き起こすこと を目的として開示すること。	裸体、性的興奮状態、性的行為(自慰、性交、着衣又は非着衣の生殖器、陰部、臀部又は女性の胸部への身体的な接触)又は性交を撮影した写真、動画その他のデジタル図画をインターネットサイトへ投稿すること。
刑法上の位置づけ	SB1255 (2013-14) (上院法案、 2014年2月20日提出) ・刑法典第647条改正 ・治安紊乱行為としてのプライ バシー侵害罪 ・関連して、同第312.3条改正、 同第502.1条改正、同第786 条改正及び同第1524条改正 正	SB532 (2014) (上院法案、2014年1月10日提出。現在、上院司法委員会審議中。) ・州法典第847.0136条新設・同第921.244条改正・嫌がらせ罪	SB2319 (2014) (上院法案 2014年1月17日提出)・ハワイ州法典第 711-1111条に(j)を新設・プライバシー侵害罪・プライバシー侵害罪	SB2694 (2013-14) (上院法案、 2014年1月28日提出) ・州法典第720章 第5部刑 法 第11-23条改正 ・ポルノ罪
外名	カリフォルニア (法条)	フロリダ (法条)	ハワイ (法条)	イリノイ (法条)

その他	「インターネット上」と限定的に明記する修正及び罰金 500 ドルを 5 年ドルへ、全 500 ドルを 5 千ドルへ、1 年以下の拘禁刑を 2 年以下の拘禁刑に変更する以下の拘禁刑に変更する修正が下院司法委員会でなされた。			この罪については、性犯罪者登録の対象としない旨を規定。
罪とならない場合	法執行機関の適法 な通常任務の遂行、 訴訟手続又は犯罪 の通報の場合。 公の場又は商業的 な場において任意に 権影された図画の 場合。	表現の自由で守られた範囲。 た範囲。 法執行機関による 適法な公務執行の 場合。 公の場又は商業的 な場で自発的に露 出する場合。	特になし。	憲法上保護される活動。
温 組	2 年以下の拘禁刑若 しくは 5 千ドル以下 の罰金又はこれらの 併科 (軽罪)。	3万ドル以下の罰金 若しくは15日以上1 年以下の拘禁刑又は これらの併科 (A 殺 軽罪)。	2 年以下の拘禁刑(第 2 級軽罪)。 被写体となった者が 未成年者の場合は、 5 年以下の拘禁刑(第 1 級軽罪)。	3 年以下の拘禁刑若 しくは3 千ドル以下 の罰金又はこれらの 併科 (重罪)。
被写体の同意の有無、 図画の作成者	被写体となった者が同意 していなかったことを知 り、かつ、その図画を内 密にすることが合理的に 期待されている状況下で ある場合。 作成者を限定する規定な し。	開示に被写体となった者 の同意がない場合。 作成者を限定する規定な し。	公開に被写体となった者 の同意がない場合。 作成者を限定する規定な し。	図画作成の認識の有無、 図画の作成への同意の 有無を問わず、図画を内 密にすることにつき被写 体となった者に合理的期 待がある場合。 流布、公表等に被写体 流布、公表等に被写体 場合。 作成者を限定する規定ない
処罰されるリベンジポルノの図画の内 容・性質及び処罰される行為	恥部(裸の生殖器、陰部、臀部、女性の乳首)又は性的行為(生殖器、口腔又は肛門いずれかの組合せによる性交)を行っている図画(写真、映画、ビデオ等あらゆる種類のものを含む)を、被写体となった者に深刻な精神的抑圧を引き起こすために故意にインターネット上に開示すること。	非着衣の恥部(生殖器、陰部、臀部、成人女性の乳首)又は性的接触(口腔、生殖器、肛門のいずれかの組合せによる異性間及は同性間の性交)を描写した図画(写真、映画、ビデオ等あらゆる種類のものを含む)を開示すること。	親密な関係にある者の裸体又は性的行為が描写された、個人の特定が可能な図面(写真、映画、ビデオ又は類似の記録媒体を含む)を、合法的な目的なく、被写体となった者への嫌がらせを目的として第三者の閲覧に供すること。裸体とは、生殖器、臀部(完全に服に覆われている場合を除く。)及び女性の胸部(乳首から下が完全に服に覆われている場合を除く。)を指す。	性的に露骨な行為(生殖器、口腔、肛門いずれかの組合わせによる性交、生殖器、陰部が露出している猥褻な性交、世野姦、自慰又はサドマが行為)を描写した図画(視覚的な機器を利用した画像等の保存、記録、格納等)を他人が入手可能となることを目的として故意に流布、公表(投稿、提示、設置、展示、回覧及び告知)、販売等をすること。
刑法上の位置づけ	HB0043 (2013) (下院法案、 2013年10月29日提出、2014年2月25日下院司法委員会修正通過) ・州法典第3-809条の新設・ストーカー及び嫌がらせ罪	A08214 (2013-14) 及び S05949 (2013-14) (下院法案及び上院法案 2013年10月24日) ・刑法典に第 250.70 条を新設・プライバシー権に関する罪	SB1167 (2013) (2013年12月 13日提出、2014年1月14日上 院司法委員会修正通過) ・州 大典 第18編第 2709.2条 を新設 ・嫌がらせ罪	H7382 (2014) (下院法案、2014年2月6日提出) ・州法典第11編刑法 第64章電子画像機器第1条の改正及び同第3条の新設正及び同第3条の新設・猥褻物の承認なき流布罪
产	メリーランド (法案)	ニューヨーク (法案)	ペンシレバニ ア (法案)	ロードアイラ ンド (法案)

至	刑法上の位置づけ	処罰されるリベンジポルノの図画の内 容・性質及び処罰される行為	被写体の同意の有無、 図画の作成者	記	罪とならない場合	その他
ウイスコンジ ン (法案)	AB462 (2013-14) (下院法案、- 2013年10月22日提出) ・プライバシー侵害、名誉毀 損罪	-部又は全部が露出している身体又は生的行為を描写したものを頒布すること。	頒布に被写体となった者の同意がない場合。 図画の作成又は所持への被写体となった者の同意の有無は、抗弁とならなった。	9 か月以下の拘禁刑者しくは1万ドル以下の罰金又はこれらのの併科(A 殺軽罪)。	被写体となった者 が商業目的で頒布 に同意した場合。 未成年の子の法的 代理人としての親・ 保護者及び法教行 機関の職員が公務 を遂行する場合。 犯罪の通報等の場	被写体となった者の同意 のない図画の作成は、既 に同条で犯罪と規定。

ケンタッキー州 (HB130)、マサチューセッツ州 (HB3924)、ミズーリ州 (HB1203 ほか)、ニューメキシコ州 (HB238)、テネシー州 (HB2098)、ユタ州 (HB65)、バーモント なお、2014年3月25日時点で、リベンジポルノの犯罪化に関する法案を審議中の州は、この表に加え、コロラド州 (HB1104)、デラウェア州 (HB260)、ジョージア州 (HB838)、 州 (HB714)、バージニア州 (HB49ほか)、ワシントン州 (HB2250) である (() 内は法案番号)。

(出典)各州議会サイト掲載法案及び制定法条文を基に筆者作成 (2014年2月25日現在 (アイダホ州については、2014年3月25日現在))。

カリフォルニア州法典刑法第15編諸罪第2章その他の罪(抄)

California Code Penal Code

Title 15 Miscellaneous Crimes, Chapter 2. Of Other and Miscellaneous Offenses (2014 年 2 月 25 日内容現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第 15 編 諸罪

第2章 その他の罪

第 15 編 諸罪

第2章 その他の罪

第647条 治安紊乱行為;違反の処罰

(1)に定める場合を除き、次に掲げる行為を行う者は、治安紊乱行為として有罪となり、軽罪⁽¹⁾とする。

(a)~(i) (略)

(j)

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4)(A) 当事者が図画を内密にすることを同意又は理解している状況下で、特定できる他の者の1以上の恥部の図画をいかなる方法にせよ撮影又は記録し、その後、取得した当該図画を深刻な精神的苦痛を引き起こす目

的で頒布する者であって、被写体となった 者に深刻な精神的苦痛を与えるもの。

- (B) この項において、恥部とは、生殖器の一部分及び女性の場合は、衣服で覆われていない場合と完全には不透明でない衣服を通して透けて見える場合について、乳輪から下の胸部の一部分を含む。
- (C) この項の規定は、他の法律のいかなる規 定に基づくより重い処罰も妨げるものでは ない。
- (k) (略)

(1)

- (1) (j)の2回目以降の違反は、カウンティ刑務 所における1年以下の拘禁刑若しくは二千ド ル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。
- (2) (j)の違反による被害者が、犯罪時に未成年であった場合、違反は、カウンティ刑務所における1年以下の拘禁刑若しくは二千ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

⁽¹⁾ Cal. Penal Code 19. 注は訳者によるものである。

アイダホ州法典 刑法 第 18 編犯罪及び刑罰 第 66 章性犯罪(抄)

Idaho Code

Penal Code, Title 18 Crimes and Punishments, Chapter 66 Sex Crimes (2014年3月19日制定、7月1日施行)⁽¹⁾

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第 18 編 犯罪及び刑罰第 66 章 性犯罪

第 18 編 犯罪及び刑罰第 66 章 性犯罪

第 18-6609 条 盗撮罪

- (1) この条において、次に掲げる用語の意義は、 それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) (略)
 - (b) 「流布」とは、方法を問わず、不特定多数の者に入手可能とすることをいう。
 - (c) (略)
 - (d) 「恥部」とは、男性又は女性の臀部、生殖器又は陰部及び女性の胸部をいう。
 - (e)、(f) (略)
 - (g) 「公表」とは、次に掲げるいずれかのも のをいう。
 - (i) 方法を問わず、不特定多数の者が入手 可能とすることを目的として、図画を流 布すること。
 - (ii) 他の者に販売することを目的として、 図画を流布すること。
 - (iii) 一般公衆が図画を入手できるように、 投稿、提示、陳列、展示、回覧、宣伝又 は方法を問わずアクセスを許可すること。

- (iv) 図画が投稿され、提示され、陳列され、 展示され、回覧され、宣伝され、又はな んらかの方法でアクセス可能とされるこ とを意図して流布し、及び当該図画を一 般公衆が入手できるようにすること。
- (h) 「販売」とは、対価と引き換えに、他の 者へ流布又は公表することをいう。
- - (a) (略)
 - (b) 故意、認識ある過失による無視により、他の者の恥部の図画を、当該者の同意なく流布、公表若しくは販売し又はこれらを共謀して行う場合であって、当該図画を内密にしておくべきであることを、当事者の一方又は両方が同意又は理解していることを知っているか、当然知っていたはずであるとき。
- (3) この条に違反した場合は、重罪(2)とする。
- (4) この条は、合衆国法典第 47 編第 230 条(f) (2)で定める双方向コンピュータサービス、合衆国法典第 47 編第 153 条で定める情報提供事業者又はアイダホ州法典第 61-121 条(2)若しくは第 62-603 条(13)で定める電気通信事業者に対しては、他の者により提供されたコンテンツに関して適用しない。ただし、これらの事業者が盗撮を故意に幇助又は教唆した場合を除く。

^{(1) 2014}年3月19日制定、同年7月1日施行のアイダホ州法典を改正する法律(2014Session Law Ch.173)について、 州法典改正部分の翻訳。以下、注はすべて訳者によるものである。

⁽²⁾ Idaho Code 18-112

ニュージャージー州法典 第 2A 編民事及び刑事訴訟 第 58D 章プライバシー侵害(抄) 第 2C 編ニュージャージー刑法典 第 14 章性犯罪(抄)

New Jersey Statutes

Title 2A. Administration of Civil and Criminal Justice, Chapter 58D. Invasion of Privacy Title 2C. New Jersey Code of Criminal Justice, Chapter 14. Sexual Offences (2014年2月25日内容現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第 2A 編 民事及び刑事訴訟 第 58D 章 プライバシーの侵害 第 2C 編 ニュージャージー州刑法典 第 14 章 性犯罪

第 2A 編 民事及び刑事訴訟 第 58D 章 プライバシーの侵害

第 2A:58D-1 条 写真、映画及びビデオによる プライバシー侵害、責任及び民事訴訟;損害 及び費用

- a. (略)
- b. 許諾又は権利がないことを知りながら、 耶部を露出し、又は性交若しくは性的接触 行為を行っている他の者の写真、映画、ビ デオ、記録又は他の一切の作成物を、当該 者の同意なく、及び通常人であれば注視さ れるとは思わない状況において開示する者 は、民事訴訟を第1審裁判所に提訴する権 限を有する当該者に対し、責任を負う。こ の条において、「開示」とは、販売、製造、 贈与、供与、貸与、交換、送信、配達、譲 渡、公表、頒布、回覧、流布、提示、展示、 広告又は提供をいう。
- c. 第1審裁判所は、次に掲げる事項を裁定 することができる。

- (1) この法律のそれぞれの違反につき千ドルの割合で計算される定額損害賠償額を 下回らない現実的損害賠償金
- (2) 法律上の故意又は認識ある過失による 無視が証明された場合における懲罰的損 害賠償金
- (3) 合理的な弁護士費用その他の合理的に 発生した訴訟費用
- (4) その他裁判所が適当と認める予備的なかつ衡平法上の救済
- 第 2A:58D-2 条 第 1 対応者に関連するプライバシー侵害についての定義;違反及び罰則; 責任、民事訴訟及び損害⁽¹⁾
 - a. この条において、次に掲げる用語は、次 の定義によるものとする。

「開示」とは、販売、製造、贈与、供与、貸与、交換、送信、配達、譲渡、公表、頒布、回覧、流布、提示、展示、広告又は提供をいう。

「第1対応者」とは、法執行機関職員、 有給若しくは無給の消防士、自治体の正式 の応急、緊急、救急若しくは救援消防団に おける有給若しくは無給の構成員又は業務 において医療措置若しくは他の救援を提供 する目的で交通事故若しくは他の緊急事態 に派遣されるその他の個人をいう。

b. 医療措置又は他の救援を提供する目的で

⁽¹⁾ 性的図画以外の被写体となった者の同意のない図画の撮影及び開示が禁止される場合の規定。以下、注はすべて訳者によるものである。

交通事故若しくは緊急事態に派遣され又は 立ち会った第1対応者は、医療措置又は他 の救援が提供される者について、写真撮影、 映画撮影、ビデオ撮影、記録又は他の一切 の作成を行ってはならない。ただし、第1 対応者を雇用する機関の適用規定、規則又 は運用手続に則っている場合を除く。

- c. 第1対応者は、医療措置その他の救援を 提供する目的として交通事故若しくは緊急 事態[が生じた]場所において、医療措置 その他の救援が提供される者について、写 真、映画、ビデオ、記録又は一切の作成に ついて、当該者又は当該者が同意すること ができない場合にあっては、その最近親者 の事前の書面による同意を得ずに行っては ならない。ただし、開示が、合法的な法執 行、公衆安全、保健若しくは保険の目的で 行われる場合又は裁判所の命令に従って行 われる場合を除く。
- d. この条の c. に故意に違反する場合、その者は治安紊乱罪とする。
- e. 州法が他に規定する訴え又は回復の権利に加え、この条のb.又はc.の規定に故意に違反する第1対応者は、民事訴訟を第1審裁判所に提訴する権限を有する図画を撮影又は開示された者に対し、責任を負う。

第1審裁判所は、次に掲げる事項を裁定 することができる。

- (1) この法律のそれぞれの違反につき千ドルの割合で計算される定額損害賠償額を 下回らない現実的損害賠償金
- (2) 法律上の故意又は認識ある過失による 無視が証明された場合における懲罰的損 害賠償金
- (3) 合理的な弁護士費用その他の合理的に 発生した訴訟費用

(4) その他裁判所が適当と認める予備的なかつ衡平法上の救済

第 2C 編 ニュージャージー州刑法典 第 14 章 性犯罪

第 2C:14-9 条 プライバシーの侵害、犯罪の 等級;抗弁、免除特権

a. (略)

- b. 許諾又は権利がないことを知りながら、 恥部を露出し、又は性交若しくは性的接触 行為を行っている他の者について、写真撮 影、映画撮影、ビデオ撮影、記録又は他の 一切の作成を、当該者の同意なく及び通常 人であれば注視されることを予期しないよ うな状況下において行う者は、第3級⁽²⁾の 罪とする。
- c. 許諾又は権利がないことを知りながら、 恥部を露出し、又は性交若しくは性的接触 行為を行っている他の者の写真、映画、ビ デオ、記録又は他の一切の作成物を、当該 者の同意なく開示する者は、第3級の罪と する。この項において、「開示」とは、売却、 製造、贈与、供与、貸与、取引、送信、配 達、譲渡、公表、頒布、回覧、流布、提示、 展示、広告又は提供をいう。ニュージャー ジー州法典第2C編第43条3.b.の規定に かかわらず、この項の規定に違反した者に は、3万ドルを超えない罰金を科すことが できる。
- d. この条の犯罪に対する積極的抗弁は、次に掲げるすべての要件を備えたものでなければならない。
 - (1) a.、b. 又は c. で規定される行為を行う ことを目的としていることについての通 知を、事前に当該者に提示又は供与した

⁽²⁾ N. J. Stat. 2C:43-6.

こと。

- (2) 行為者が、合法的な目的で行ったこと。
- e. (1) 行為者が他の者を注視し、写真撮影、映画撮影、ビデオ撮影、記録又はその他の作成を行う目的の通告を、小売店の試着室や更衣室への入口に、前もって目立つように掲示している場合には、通路、ホール又は小売店の試着室や更衣室の出入口で他の者を注視すること又は当該者について、写真撮影、映画撮影、ビデオ撮影、記録又は他の一切の作成を行うことは、a. 又は b. 違反とはならない。
 - (2) 他の者が試着室又は更衣室を利用する 写真、映画、ビデオ又は記録をいかなる 方法であれ開示することは、c. に対する 違反となる。ただし、次に掲げる場合を 除く。
 - (a) 刑事訴追に関する法執行機関の職員である場合
 - (b) 訴訟手続において用いられる召喚 状又は裁判所命令に従う場合
 - (c) 共働者、管理者又は監督者がその

労務の範囲内の活動を行う場合

- f. 小売店により運営される試着室又は更衣室の私的な更衣区画にある他の者の監視又は試着室又は更衣室の私的な更衣区画内にある他の者について、写真撮影、映画撮影、ビデオ撮影、記録又は作成を行うことは、a. 又は b. 違反となる。
- g. この法律において、自己の公的な任務を遂行中の法執行機関の職員又は矯正職員若しくは矯正施設若しくは刑務所の看守は、監視、写真撮影、映画撮影、ビデオ撮影、記録又はその他の作成及び開示について許諾又は権限があるものとみなす。
- h. ニュージャージー州法典第 2C 編第 1-8 条の規定にかかわらず、また、いかなる他の法律の規定にかかわらず、この条の b. の規定による有罪判決は、この条の c. の有罪判決と併合してはならない。また、c. の有罪判決は、b. の有罪判決と併合してはならない。